



ハラスメントの防止・根絶に向けて市長が宣言します

～気づきのためのチェックリストも作成し、職員一人ひとりの意識の改革を進めます～

生駒市では、令和7年7月1日から「生駒市のハラスメントの防止等に関する条例」が施行され、市としてハラスメントをなくす姿勢を明確化し、防止等の取組を進めています。今回、その取組の一つとして、市長による「ハラスメント防止・根絶宣言」を実施するとともに、職員一人ひとりの意識を改革するための「ハラスメント防止・根絶」チェックリストを作成しました。

■ 「ハラスメント防止・根絶宣言」（別紙参照）

市長自らが「ハラスメントを起こさせない」という意思を示し、ハラスメントは、組織全体で取り組むべき重要な課題であることを明確化し、取組を推進していきます。

ハラスメント防止・根絶宣言

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為です。

また、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。

よって、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、以下のとおり宣言します。

- 一、ハラスメントになり得る言動を十分に理解し、ハラスメント行為を絶対に行いません。
- 一、互いの人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる勤務環境をつくります。
- 一、いかなるハラスメントも、黙認したり見過ごしたりせず、迅速かつ適切な解決に向けて行動することを誓います。

生駒市長

■ 「ハラスメント防止・根絶」チェックリスト（別紙参照）

ハラスメントは、ハラスメントをしている本人が無意識で行っている場合があります。そのため、一人ひとりの意識の改革を促す必要があります。誰もが安心して働ける勤務環境をつくるためには、職場の人間関係の構築と互いへの気遣いが大切です。

相手が「嫌だな」と思うことを自分がしていないか、普段から自分自身の言動を振り返り、チェックできるように、令和6年度に実施したハラスメントに関するアンケート調査も反映し、チェックリストを作成しました。

この件に関する報道関係からのお問合せ

奈良県生駒市総務部人事課（課長 小澤、課長補佐 伊藤） ☎0743-74-1111（内線 4250）

ハラスメント防止・根絶宣言

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為です。

また、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。

よって、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、以下のとおり宣言します。

- 一、 ハラスメントになり得る言動を十分に理解し、ハラスメント行為を絶対に行いません。
- 一、 互いの人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる勤務環境をつくります。
- 一、 いかなるハラスメントも、黙認したり見過ごしたりせず、迅速かつ適切な解決に向けて行動することを誓います。

令和7年10月24日

生駒市長

「ハラスメント防止・根絶」チェックリスト

以下のようなことは、ハラスメントになる可能性があります。

ハラスメントは、上司からだけでなく、同僚や部下からも起こり得ることで、誰もが安心して働ける勤務環境をつくるため、職場の人間関係と互いへの気遣いが大切です。相手が「嫌だな」と思うことをしていないか、常に自分の言動を振り返りましょう。

パワー・ハラスメントになり得る言動

- ☐ 書類を机に叩きつける、大きな声で怒鳴るなど威圧的な態度や言葉を吐く
- ☐ 人前で叱責する
- ☐ 感情的に叱責する
- ☐ 業務上の指導が感情的になる
- ☐ 舌打ちなどで不快感を示す
- ☐ 不機嫌な態度を取る
- ☐ 相手を言い負かす、言いたいことを一方的に言うなど攻撃的な態度を取る
- ☐ あからさまに冷たい態度を取る
- ☐ 「ばか」「無能」など人格否定や差別的な言葉で叱責する
- ☐ 相手を見くだし、馬鹿にするような言動を行う
- ☐ 悪口や陰口を言う
- ☐ 挨拶や話しかけを無視する
- ☐ 必要な情報を与えない、会議から外す
- ☐ 正当な理由なく休暇取得を拒否する
- ☐ 意見・状況を無視した一方的な指示を出す
- ☐ 業務量が無視して、無理な業務負担を課し、期間内に処理するよう命じる
- ☐ 能力や経験とかけ離れた低水準の仕事や役割を与える又は仕事を与えない
- ☐ 細部にこだわって常に指示を出すなど必要以上に仕事に監視・関与する
- ☐ 私生活について執拗に聞く
- ☐ 勤務時間外に LINE 等を頻繁に送る
- ☐ 飲み会・イベントへの参加を強制する

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- ☐ 卑猥な内容の冗談を言ったりからかったりする
- ☐ 身体に不必要に接触する
- ☐ 性格や容貌などに言及する
- ☐ 食事やデートに執拗に誘う
- ☐ 性的な内容の情報（噂）を流布する

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントになり得る言動

- ☐ 制度等（※）の利用の請求や利用することを阻害する言動をする
- ☐ 制度等（※）を利用したことにより嫌がらせをする
- ☐ 妊娠等したことに対して嫌がらせをする

※「制度等」とは、産前産後休暇、育児休業、部分休業、子の看護休暇、介護休暇、短期介護休暇など、妊娠、出産、育児又は介護に関する休暇等の制度を指します。